

島田市移住・就業支援金交付要綱

制定 令和元年8月8日告示第55号
改正 令和2年3月31日告示第79号
令和3年5月7日告示第141号
令和4年3月28日告示第55号
令和5年3月27日告示第47号
令和6年3月27日告示第70号

(趣旨)

第1条 市長は、移住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、東京圏から市内に移住して就業し、又は起業した者に対し、予算の範囲内において、移住・就業支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「移住」とは、東京圏から市内に住所を移し、市の住民基本台帳に記録されることをいう。

2 この要綱において「中小企業等」とは、支援金の対象として都道府県が登録した法人をいう。

3 この要綱において「東京圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

4 この要綱において「条件不利地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された市町村、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域若しくは半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域を含む市町村（政令指定都市を除く。）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島をいう。

5 この要綱において「起業支援金」とは、公益財団法人静岡県産業振興財団が地域創生起業支援金交付要綱に基づき交付する地域創生起業支援金をいう。

(交付対象者の要件)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、申請時において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 移住の日前10年間のうち通算して5年以上東京都の特別区に居住し、かつ、移住の日前に連続して1年以上東京都の特別区に居住していたこと。

イ 移住の日前10年間のうち通算して5年以上東京圏のうち東京都の特別区及び条件不利地域を除いた区域に居住し、東京都の特別区内の勤務先への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）又は大学等（大学（専門職大学、大学院及び短期大学を含

む。)、高等専門学校及び専修学校をいう。以下同じ。)への通学をし、かつ、移住の日前15月間のうち連続して12月以上当該区域に居住し、東京都の特別区内の勤務先への通勤をしていたこと。

- (2) 交付対象者及びその世帯に属する他の者（以下「交付対象者等」という。）が、移住をする直前に居住していた市区町村（以下「移住元」という。）において同一の世帯に属していたこと（移住元において単身の世帯であった場合を除く。）。
- (3) 支援金の交付の申請の日（以下「申請日」という。）から5年以上継続して市内に居住する意思を有していること。
- (4) 交付対象者等が、規則第4条第2項各号のいずれにも該当しないこと。
- (5) 日本国籍を有する者又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の在留資格をもって在留する者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者であること。
- (6) 移住元において、直近1年の市町村税又は特別区税を滞納していないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が支援金の交付を適当でないとする者でないこと。

（就業又は起業の要件）

第4条 支援金は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に交付する。

- (1) 中小企業等に就業している場合
- (2) プロフェッショナル人材事業（都道府県が地方創生推進交付金に係る実施計画に基づき実施するプロフェッショナル人材事業をいう。以下同じ。）又は先導的人材マッチング事業（内閣府から地方創生支援事業費補助金（先導的人材マッチング事業）の交付を受けて行う人材マッチング事業をいう。以下同じ。）（以下「プロフェッショナル人材事業等」という。）を利用して就業している場合
- (3) 次のいずれかに該当する者が県内の事業所に就業している場合
 - ア 過去に3年以上市の住民基本台帳に記録されたことがある者
 - イ 過去に3年以上市内の勤務先への通勤又は高等学校への通学をしたことがある者
 - ウ 市内に2親等以内の親族が居住している者
- (4) 勤務先の命令でなく、自らの意思により移住をした場合であって、移住の前に従事していた業務をテレワークにより引き続き行っている場合
- (5) 起業支援金の交付の決定を受けている場合

2 前項第1号に規定する中小企業等への就業は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- (1) 都道府県が開設した求人情報を掲載したインターネットサイトに支援金の対象として掲載された求人に基づき、当該求人が当該インターネットサイトに掲載された日以後の応募により雇用されていること。
- (2) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (3) 交付対象者の3親等以内の親族が役員等を務めている中小企業等への就業でないこと。

- (4) 期間の定めのない労働契約（1週間の所定労働時間が20時間以上であることを条件とする契約に限る。）に基づいて雇用されていること。
 - (5) 申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
 - (6) 新規に雇用されていること。
- 3 プロフェッショナル人材事業等の利用は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
- (1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (2) 期間の定めのない労働契約（1週間の所定労働時間が20時間以上であることを条件とする契約に限る。）に基づいて雇用されていること。
 - (3) 申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
 - (4) 新規に雇用されていること。
 - (5) 離職することを前提として雇用されていないこと。
- 4 第1項第3号に規定する県内の事業所への就業は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
- (1) 期間の定めのない労働契約（1週間の所定労働時間が20時間以上であることを条件とする契約に限る。）に基づいて雇用されていること。
 - (2) 申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
 - (3) 新規に雇用されていること。
- 5 第1項第4号に規定するテレワークは、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
- (1) 勤務先からデジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和5年1月25日付け府地創第414号、府地事第878号、4農振第2457号、国総政第31号、環循適発第2301251号）に基づくデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））及び地方創生テレワーク交付金制度要綱（令和3年2月9日付け府地創第34号）に基づく地方創生テレワーク交付金を活用した資金の提供を受けていないこと。
 - (2) 勤務先への通勤日が1年間当たりの勤務日の5分の1の日数を超えないこと。ただし、職務の特殊性又は勤務先の特殊の必要により1年間当たりの勤務日の5分の1の日数を超えて通勤をする必要があると市長が認めるときは、この限りでない。
 - (3) 勤務先から通勤手当の支給を受けていないこと。
（支援金の額）
- 第5条 支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 単身の世帯 60万円
 - (2) 前号の世帯以外の世帯 100万円
- 2 前項の場合において、18歳未満の世帯員（交付対象者等のうち、申請日の属する年度の4月1日時点において18歳未満であるものをいう。以下同じ。）を帯同して移住をする場合は、18歳未満の世帯員1人につき100万円（その額が200万円を超える場合は、200万円）を同項第2号に定める額に加算する。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、移住・就業支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請し、及び実績を報告しなければならない。

- (1) 移住・就業支援金の交付の申請に係る誓約書兼同意書(様式第2号)
- (2) 運転免許証、旅券その他の本人であることを確認できる書類の写し
- (3) 交付対象者等の住民票の写し
- (4) 交付対象者等の東京圏での居住の期間を確認できる書類
- (5) 移住元の市区町村における直近1年分の市町村税又は特別区税の滞納がないことを確認できる書類
- (6) 就業証明書(様式第3号)(第4条第1項第5号に該当する場合を除く。)
- (7) 移住の前に従事していた業務を移住をした後も引き続き行っていること及び業務の実態を確認できる書類(法人経営者又は個人事業主が第4条第1項第4号に該当する場合に限る。)
- (8) 起業支援金の交付決定通知書の写し(第4条第1項第5号に該当する場合に限る。)(象者に限る。)
- (9) 移住元での勤務地、在職期間及び雇用保険の被保険者又は法人の役員等若しくは個人事業主であったことを確認できる書類(第3条第1号イに該当する者に限る。)
- (10) 通学期間を確認できる書類の写し(第3条第1号イに該当する者であって、大学等への通学期間を同号イに規定する期間に算入するものに限る。)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付を申請することができない。

- (1) 交付対象者等が移住をした後1年を超えている場合
- (2) 交付対象者が起業支援金の交付の決定を受けた日から1年を超えている場合(第4条第1項第5号に該当する場合に限る。)

(交付の条件)

第7条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる事項を遵守すること。ただし、就業している中小企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合は、この限りでない。

ア 申請日から5年未満で市外へ転出しないこと。

イ 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞さないこと。

ウ 起業支援金の交付の決定の取消しを受けないこと。

(2) 支援金に関する報告及び立入調査を静岡県及び市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

(交付の決定及び確定)

第8条 市長は、支援金の交付を決定し、及び確定したときは、移住・就業支援金交付決定通知書兼交付確定通知書(様式第4号。以下「通知書」という。)により、支

援金の交付を申請し、及び実績を報告した者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第9条 支援金の交付の確定を受けた者が支援金を請求しようとするときは、通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(通知書の再交付)

第10条 支援金の交付の確定を受けた者が、紛失等の理由により通知書の再交付を必要とするときは、移住・就業支援金交付決定通知書兼交付確定通知書再交付申請書(様式第6号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、通知書を再交付するものとする。

(支援金の返還)

第11条 規則第12条の2の規定により返還させる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次の要件のいずれかに該当するとき 全額

ア 提出書類に虚偽の事項を記載し、その他不正の行為があったとき。

イ 申請日から3年未満で市外へ転出したとき。

ウ 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞したとき。

エ 起業支援金の交付の決定を取り消されたとき。

(2) 申請日から3年以上5年未満で市外へ転出したとき 半額

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第79号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の島田市移住・就業支援金交付要綱の規定は、令和2年1月1日以後に島田市に移住(同要綱第2条第1項に規定する移住をいう。以下同じ。)をした者について適用し、同日前に島田市に移住をした者については、なお従前の例による。

附 則(令和3年5月7日告示第141号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の島田市移住・就業支援金交付要綱の規定は、令和3年3月1日以後に移住(同要綱第2条第1項に規定する移住をいう。以下同じ。)をした者(同要綱第4条第1項第2号に規定するプロフェッショナル人材事業等を利用し

た者にあつては、同日以後に移住をし、かつ、就業した者) について適用し、同日前に移住をした者については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月28日告示第55号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の島田市移住・就業支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に移住 (同要綱第2条第1項に規定する移住をいう。以下同じ。)をした者について適用し、同日前に移住をした者については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月27日告示第47号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の島田市移住・就業支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に移住 (同要綱第2条第1項に規定する移住をいう。以下同じ。)をした者について適用し、同日前に移住をした者については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月27日告示第70号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の島田市移住・就業支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に移住 (同要綱第2条第1項に規定する移住をいう。以下同じ。)をした者について適用し、同日前に移住をした者については、なお従前の例による。

移住・就業支援金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

島田市長

住所

氏名

電話番号

移住・就業支援金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請し、及び実績を報告します。

1 交付申請額 円

2 移住者人数 人
(うち18歳未満の世帯員の人数 人)

3 就業の形態 (1) 中小企業等に就業
(2) プロフェッショナル人材事業等の利用による就業
(3) 県内事業所に就業 (4) テレワーク (5) 起業

4 移住元の住所

期 間	住 所
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	

5 東京都の特別区への通勤履歴

イに規定する期間に算入するときに記入してください。

5 移住後の勤務状況は、テレワークを行っている場合に記入してください。

様式第2号（第6条関係）

移住・就業支援金の交付の申請に係る誓約書兼同意書

移住・就業支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 移住・就業支援金の申請の日から5年以上継続して市内に居住します。
- (2) 移住・就業支援金の交付の対象となった勤務先に移住・就業支援金の申請の日から5年以上継続して勤務します。
- (3) 勤務先の役員等に3親等以内の親族はいません。
- (4) 島田市への移住は、自己の意思によるもので、勤務先の命令によるものではありません。
- (5) 起業支援金の申請の日から5年未満で起業支援金の交付の決定に係る補助対象事業を中止し、又は廃止しません。
- (6) 静岡県及び市から支援金に関する報告及び立入調査について求められた場合には、それに応じます。
- (7) 次の場合には、島田市補助金等交付規則及び島田市移住・就業支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 提出書類に虚偽の事項を記載し、その他不正の行為があった場合 全額
 - イ 支援金の申請日から3年未満で市外に転出した場合 全額
 - ウ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
 - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合 全額
 - オ 支援金の申請日から3年以上5年未満で市外へ転出した場合 半額

2 同意事項

- (1) 居住の状況を確認するために、市の職員が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 勤務の状況を確認するために、静岡県及び市が勤務先から勤務状況に関する情報を取得することに同意します。
- (3) 静岡県及び市が取得した個人情報を、他の都道府県において実施する移住・就業支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

(注) 1の(2)及び(3)の誓約事項並びに2の(2)の同意事項は支援金の交付に係る事業所に就業した者（1の(3)の誓約事項は、中小企業等に就業した者に限る。）が、1の(4)の誓約事項はテレワークを行っている者が、1の(5)の誓約事項は起業支援金の交付の決定を受けた者が対象です。

年 月 日

島田市長

提出者

住所

氏名

世帯員

氏名

氏名

氏名

様式第3号（その1）（第6条関係）

就業証明書（テレワーク以外の場合）

年 月 日

島田市長

所在地

名称

勤務先

代表者氏名

電話番号

次のとおり相違ないことを証明します。

なお、勤務者の勤務状況等の情報を静岡県及び島田市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

勤務者氏名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	年 月 日
応募受付年月日	年 月 日
雇用形態	
雇用期間	<input type="checkbox"/> 1週間の所定労働時間が20時間以上である無期雇用
所定労働時間	1週間当たり 時間 分
勤務者と役員等との関係	<input type="checkbox"/> 勤務者の3親等以内の親族が役員等にはない。
プロフェッショナル人材事業等利用	<input type="checkbox"/> 目的達成後に離職することが前提ではない。
	<input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業
問合せ先	所属 担当者氏名

(注)

- 1 雇用期間の欄は、□にレ印を記入してください。
- 2 勤務者と役員等との関係の欄は、中小企業等に就業している場合に、□にレ印を記入してください。
- 3 プロフェッショナル人材事業等利用の欄は、プロフェッショナル人材事業等を利用した場合に、該当する□にレ印を記入してください。

様式第3号（その2）（第6条関係）

就業証明書（テレワークの場合）

年 月 日

島田市長

所在地

名称

勤務先

代表者氏名

電話番号

次のとおり相違ないことを証明します。

なお、勤務者の勤務状況等の情報を静岡県及び島田市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

勤務者氏名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
通勤の頻度	週・月・年 回程度 / 通勤をしない / その他 ()
移住の意思	<input type="checkbox"/> 職務命令に基づく転勤、出向、出張、研修等でなく、本人の意思による移住である。
業務内容	<input type="checkbox"/> 移住の前に従事していた業務をテレワークにより引き続き行っている。
資金提供	<input type="checkbox"/> 勤務者に対し、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））及び地方創生テレワーク交付金を活用した資金提供を行っていない。
通勤手当の支給	<input type="checkbox"/> 勤務者に対し、通勤手当を支給していない。

問 合 せ 先	所属 担当者氏名
---------	-------------

(注) 移住の意思の欄、業務内容の欄、資金提供の欄及び通勤手当の支給の欄は、□にレ印を記入してください。

様式第4号（第8条関係）

移住・就業支援金交付決定通知書兼交付確定通知書

第 年 月 日
号 日

様

島田市長



年 月 日付けで申請のあった移住・就業支援金について、次のとおり決定し、及び確定します。

1 交付決定及び交付確定額 円

- (1) 次に掲げる事項を遵守すること。ただし、就業している中小企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合は、この限りでない。
- ア 申請日から5年未満で市外へ転出しないこと。
 - イ 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞さないこと。
 - ウ 起業支援金の交付の決定の取消しを受けないこと。
- (2) 支援金に関する報告及び立入調査を静岡県及び市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

様式第5号（第9条関係）

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた移住・就業支援金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

島田市長

住所

氏名

電話番号

口座振込先金融機関名	銀行 金庫 農業協同組合 ()	本店 支店 ()
口座種別	普通 ・ 当座 ・ ()	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第6号（第10条関係）

移住・就業支援金交付決定通知書兼交付確定通知書再交付申請書

年 月 日

島田市長

住所

申請者 氏名

電話番号

移住・就業支援金交付決定通知書兼交付確定通知書の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

申請の理由